

社団法人 広島県薬剤師会定款

昭和47年 3月15日	許可
昭和50年 7月18日	改正
平成14年 6月19日	改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人広島県薬剤師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島市中区富士見町11番42号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、公衆衛生の向上ならびに薬学および薬業の進歩発展を図るとともに、会員の倫理的および学術的水準の高揚を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 衛生思想の普及指導
- (2) 医薬品等及び環境衛生に関する試験検査
- (3) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事業
- (4) 稀用医薬品及び非常災害用薬品等の確保
- (5) 医薬品等に関する情報の収集及び提供
- (6) 学校保健に関する事業
- (7) 学術大会、講演会、講習会、研究会等の開催
- (8) 社会保険に関する事業
- (9) 調剤、検査及び備蓄センターの設置管理
- (10) 機関誌、薬事関係図書の刊行
- (11) 薬剤師の無料職業紹介に関する事業
- (12) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、つぎの3種とする。

- (1) 正 会 員 広島県内に在住または勤務する薬剤師で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 薬剤師となる資格のある者または薬学もしくは薬業に関係ある者で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (3) 名誉会員 この法人または薬学もしくは薬業の進歩発展に功労のあった者で、理事会が推せんし、代議員会において承認されたもの

(会 費)

第6条 正会員および賛助会員は、代議員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 正会員および賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届書を会長に提出しなければならない。

2. 会員が死亡し、または解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、代議員会において総代議員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 薬剤師の道義に違背し、この法人の名誉をき損したとき。

(3) この法人の目的を妨げ、または妨げようとする行為があったとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、または除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別および選任)

第11条 この法人に、つぎの役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 5人以内

(3) 理 事(会長および副会長を含む。) 28人以内

(4) 監 事 2人

2. 役員は、代議員会において、会員のうちから選任する。

3. 会長は、理事会の承認を得て専務理事および常務理事を置くことができる。

4. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4. 専務理事および常務理事の職務は、理事会で定める。

5. 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行なう。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、代議員会の議決により解任することができる。

第4章 顧 問

(顧 問)

第15条 この法人に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(任 期)

第16条 顧問の任期は、2年とする。

(職 務)

第17条 顧問は、会務について会長の諮問に応え理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第5章 代議員および予備代議員

(代議員および予備代議員)

第18条 この法人に、代議員および予備代議員を置く。

2. 代議員および予備代議員は会員のうちから選任し、その細目については細則で定める。

(職 務)

第19条 代議員は、代議員会を構成し、この定款に定める事項を審議する。

2. 予備代議員は、その選出母体の代議員に事故があるときまたは当該代議員が欠けたときは、その職務を代行する。

(任 期)

第20条 代議員および予備代議員の任期は、2年とする。

2. 代議員および予備代議員は、再任されることができる。

第6章 会 議

(会 議)

第21条 この法人の会議は、総会、代議員会および理事会とする。

2. 総会および代議員会は、通常会および臨時会とする。

(構成員)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 代議員会は、代議員をもって構成する。

3. 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) その他会長の付議した事項
2. 代議員会は、この定款に別に定めるもののほか、つぎの事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 負担金の決定
 - (3) 細則の制定
 - (4) その他会長の付議した事項
3. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会または代議員会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会および代議員会に付議すべき事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または総会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 通常代議員会は、毎年3月に開催する。
4. 臨時代議員会は、理事会が必要と認めたときまたは、代議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
5. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第25条 会議は、会長が招集する。

2. 会議を招集するには、その構成員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急施を要する場合の招集にあっては、期間を短縮することができる。
3. 総会の招集にあっては、前項の規定にかかわらず機関誌に登載することによってすることができる。

(議長、副議長)

第26条 総会は、議長および副議長各1人を、その総会において出席会員のなかから選出する。

2. 代議員会は、代議員のなかから議長および副議長各1人を選出しなければならない。
3. 代議員会の議長および副議長の任期は、これを選出した代議員の任期と同様である。
4. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2. 代議員会においては代議員の、理事会においては理事のそれぞれ2分の1以上出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のために会議に出席できない会員、または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員をもって代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員、代議員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数または代議員もしくは理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領ならびに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および出席した会員、代議員または理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 委 員 会

(委員会)

第31条 この法人に、委員会をおくことができる。

2. 委員会は、会長の諮問に応じ必要な事項を調査審議する。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2. 会長は、代議員会の議決を経て、資産の一部を基金とすることができる。

3. 基金および代議員会で定める財産の処分については、代議員会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第35条 この法人の収支予算は、年度開始前に代議員会の議決により定め、収支決算は毎年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 支 部

(支 部)

第37条 この法人に、支部を置く。

2. 支部の名称、区域等は細則で定める。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第11章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

2. この定款は、広島県知事の認可があった日（平成14年6月19日）から施行する。